破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２９号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目14番10号　ラブリィーＶ101号、申立時の住所北海道苫小牧市拓勇西町６丁目14番地の17　ラブリィーＶ101号
債務者　佐々木　勉
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２９９号
金沢市新神田５丁目119番地　第３清寿荘202号、従前の住所石川県白山市北安田町1016番地
債務者　神谷三季雄
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８１号
長野県飯田市八幡町560番地６　仁木荘１号
債務者　渡邉喜美男
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１３６号
滋賀県彦根市大藪町2066番地　102号
債務者　工藤　靖之
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１５３号
滋賀県東近江市八日市上之町２番14号　レオパレスＵＴＯＧＡＲＩＡ209号室
債務者　角川浩一郎
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５５号
滋賀県長浜市湖北町留目１―４　東浅井ハイツ寮、住民票上の住所徳島県海部郡海陽町宍喰浦字穴喰228番地６
債務者　酒井　克彦
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
鳥取県西伯郡大山町今在家475番地
債務者　小原　　勉
法定代理人成年後見人　中　真由美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１５５号
山口県下関市新地町６番22―302号　スカイプラザ下関
債務者　小島　功祐
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
山口県下関市笹山町５番15号　佐藤方、前住所山口県下関市秋根本町１丁目３番３号
債務者　加藤美由紀
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
愛媛県今治市高市甲786番地13　正光会今治病院７病棟715号室、住民票上の住所愛媛県今治市高部甲827番地１、前住所愛媛県西条市三芳1140番地５
債務者　村上　久司
法定代理人成年後見人　社会福祉法人今治市社会福祉協議会
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第６６号
高知県四万十市具同田黒３丁目８番10号　有料老人ホーム愛夢しまんと
債務者　濱田　一郎
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第５７８号
福岡県中間市朝霧４丁目18番１号
債務者　小山　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６７号
青森県五所川原市字一ツ谷544番地10　さくら荘２―11号室
債務者　小田桐吉宏
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
青森県北津軽郡鶴田町大字大性字柳田20番地　棟方光則方
債務者　棟方美恵子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１１７３号
愛知県海部郡大治町大字西條字石間畑18番地　フォーブルＡ202
債務者　片島みゆき
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５２１号
名古屋市千種区千種３丁目28番15号　シティハイツ吉川102号
債務者　森下　幸泰
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部